

公益財団法人日本水泳連盟
危機管理に関するガイドライン

【本ガイドラインの趣旨】

本ガイドラインは、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）における危機管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び本連盟の損失の最小化を図ることを目的としている。

本連盟は、本連盟役職員・各委員会委員・登録選手・登録指導者・その他本連盟の運営に関わる全ての者が参照すべき規範として提示するものである。本連盟は、本ガイドラインを提示することにより、これらの者が危機管理の重要性を理解し、また、有事の際に迅速かつ適切な対応がなされることを期待する。

なお、本連盟の各機関において、本ガイドラインを基礎として、より詳細なガイドラインを設けることも認められる。

1 危機（対象範囲）

「危機」とは、本連盟の役職員及び選手等の身体生命に影響を及ぼす事態、又は、本連盟の運営に重大な影響を及ぼす事態であって、緊急なる対応を要する状況をいう。

なお、本ガイドラインにいう「危機」は、本連盟倫理委員会で処理の対象とされる不祥事に限られるものではない。

〔身体生命に影響を及ぼす事態〕

- 例)
- ・自然災害（地震や津波による被害）
 - ・感染症（COVID-19によるクラスター発生）
 - ・爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ・役職員にかかる重大な人身事故
 - ・海外遠征先での重大事故（ハイジャック、誘拐、交通事故、など）

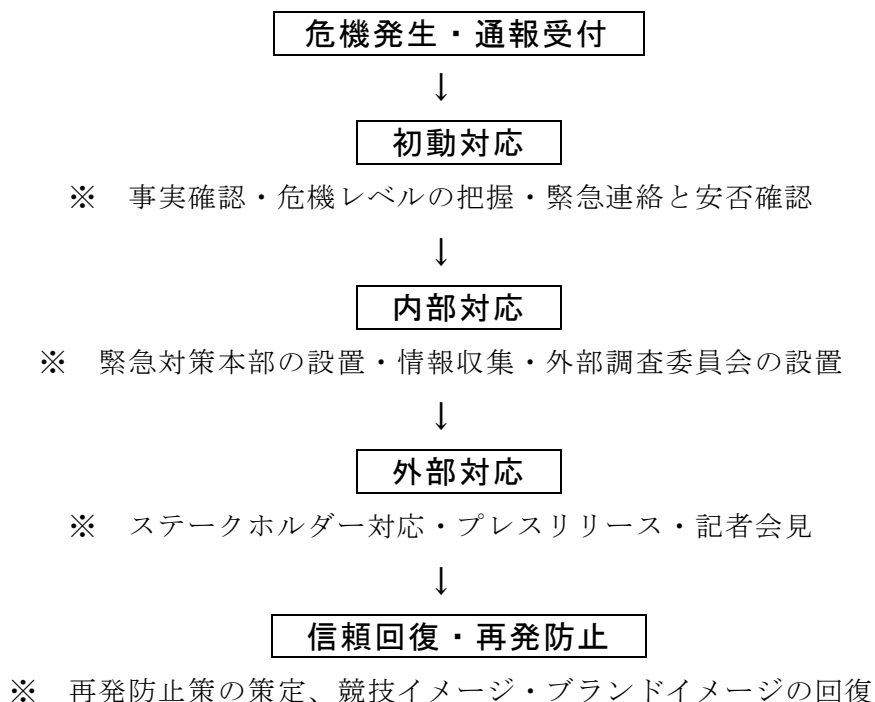
〔運営に重大な影響を及ぼす事態〕

- 例)
- ・本連盟の運営に関連して発生した犯罪（背任、横領、脅迫、など）
 - ・登録選手その他アントラージュによる犯罪
 - ・本連盟の外部者からの攻撃（建物破壊、恐喝等、並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃）
 - ・IT被害（サーバー攻撃、個人情報の流出、など）
 - ・役員間の重度の内紛（マスコミ報道、など）

〔スポーツ・インテグリティを毀損する事態〕

- 例)
- ・体罰・暴力・ハラスメント
 - ・ドーピング
 - ・八百長
 - ・差別
 - ・その他スポーツのインテグリティを毀損する事態

2 危機管理フローの概要



(補足説明)

- 人命救助・関係者の安全確保が最優先とする。
- 危機管理フローにおける情報管理については、本連盟が外部対応を行うまでは原則として「部外秘」とする。なお、外部対応に当たっても、個人のプライバシーに配慮し、必要最小限の情報開示に留めることとする。
- 報道機関からの取材の申入れがあった場合には、緊急事態の解決に支障を来さない範囲において、取材に応じるものとする。報道機関への対応は、危機管理対策本部における広報担当者又は広報担当者が指定する者が行うこととする。
- 上記フローに関わらず、倫理規程違反を検知した場合には、処分規程に基づく対応を採る。

3 アクションリスト

〔初動アクション〕

第一発見者（通報受信者）

※ 通報窓口を周知



事務局長

※ 情報を集約し一括管理



危機管理委員会委員長

※ 事態を把握し、本連盟危機管理委員会委員から広報担当者を指名

〔内部向けアクション〕

情報収集

※ 本連盟役職員を中心に事態を把握し、事務局長に集約



内部連携

※ 本連盟常務理事会や本連盟総務委員会との情報共有・連携



対応方針策定・調査・再発防止策検討

※ 本連盟危機管理委員会において対応方針を策定し、本連盟常務理事会に報告

※ 必要に応じ顧問弁護士等に相談



見解発表準備

※ 顧問弁護士等の外部チェック・会見準備

〔外部向けアクション〕

初動メディア対応

※ メディア対応が必要となる場合は、事態発生から原則として6時間以内の対応



被害者のケア

※ 適切な機関・顧問弁護士等と連携して誠実に対応



スポンサーへの連絡

※ メディアの報道が第一報とならないよう迅速に対応



プレスリリース

※ 問い合わせ等に関する窓口は一本化



第三者委員会設置（必要な場合）

※ 本連盟危機管理委員会と本連盟常務理事会とが連携

※ 本連盟常務理事会において設置を決議



記者会見（必要な場合）

4 情報公開に関する補足説明

本連盟において生じた危機事案の内容及び本連盟の対応結果については、以下の基準に基づき公開する。

- ① 人命に関わる重大事故、本連盟役員・委員・登録者による犯罪、報道・メディアにより大きく取り上げられた事案については、本連盟ウェブサイトでの公表・プレスリリース・取材対応等の方法により事案を公開する場合がある。
- ② ①については、必要に応じ記者会見も行う。
- ③ ①以外の事案については、関係者の個人情報・プライバシーに配慮し、原則として非公開とする。ただし、事案の性質等に鑑み、①記載の方法により事案を公開する場合もある。
- ④ いかなる方法により事案を公開する場合であっても、被害者や関係者の個人情報・プライバシーに配慮する。

附則 本ガイドラインは、令和4年6月11日から施行する。